

【令和8年度第1回千代田区いじめ問題調査委員会(書面開催)】
委員意見書の取りまとめ結果

1.令和8年度第1回千代田区いじめ問題調査委員会について

- ・令和8年2月6日(金)資料及び意見書様式を委員送付(書面開催)
- ・令和8年2月13日(金)期限内で各委員に対し、意見書の提出を依頼したもの

2 委員からの質問・意見

質問・意見※	区回答
<p>区長からの本委員会への調査請求がないということは、学校でそれほど問題となるような案件がないと理解しているが、よろしいか。</p>	<p>区長から本委員会への調査請求が行われていないことについては、学校現場で重大事態が発生していないという趣旨ではない。</p> <p>令和7年度において、いじめ重大事態は発生しており、現在、千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会で調査及び審査を進めている。いじめ重大事態の発生として調査している事案については、区長への報告をしており、今後、調査報告書がまとまり次第、改めて区長へ報告していく。そのため、現時点では、区長によるいじめ問題調査委員会への調査請求の判断段階にある事案は存在していない。</p>
<p>以下の点についてご説明いただきたい。</p> <p>①学校における調査の実施状況(いじめ防止対策推進法(以下、法)第26条)</p> <p>②学校健全育成サポートチーム(法第22条、千代田区いじめ防止等のための基本条例(以下、条例)第14条)の日常的な活動内容</p> <p>③いじめ問題対策委員会(法第14条、条例第15条)の設置状況および、同委員会における調査結果等</p>	<p>①各校では、法第22条に基づき、学校管理職、養護教諭、関係教員、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等で構成する校内いじめ対策組織を設置し、いじめ及びいじめの重大事態の認知、または児童・生徒間トラブルによりいじめの疑いが生じた場合に協議を行っている。</p> <p>②条例第14条に基づき、学校健全育成サポートチームを設置し、年3回を基本として会議を開催するとともに、必要に応じて追加開催を行っている。また、招集があった場合に活動し、いじめのみならず、不登校やその他の学校課題について情報共有を行い、対応方針を協議している。さらに、学校が何らかの調査を実施した場合には、当該サポートチームにおいて、調査の正確性・公平性・妥当性等について確認・協議を行っている。なお、法第26条に規定されているような措置が講じられた事例は、現時点ではなし。</p> <p>③千代田区教育委員会では、法第14条及び条例第15条に基づき、いじめ問題対策委員会を</p>

	<p>設置している。</p> <p>現在、同委員会において、令和7年度のいじめ重大事態の調査及び審議を進めているところである。</p>
<p>【資料5：R7年度いじめについて】</p> <p>・「(2)経年変化」の、第2段落にある「いじめ重大事態」について、具体的な内容を共有しておく必要はあるか。</p> <p>※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂(2024年8月)されたこともあり伺っているが、本委員会の、現時点での必要事項ではないということであれば、その旨伺いたい。</p> <p>・「【特徴】」における、“いじめの認知件数”の“増加傾向”についてなど、理解できた。</p> <p>・「【今後に向けて】」における、3点の予定などの見通しがある場合は、ご教示願いたい。</p>	<p>・「いじめ重大事態」の具体的内容共有の必要性について</p> <p>現在、千代田区いじめ問題対策委員会において調査を進めている段階であり、現時点で具体的な内容を共有することは適切ではないと認識している。</p> <p>・「【今後に向けて】」における3点の予定などの見通しについて</p> <p>「いじめ重大事態のガイドライン」「いじめ総合対策(第三次)」については、生活指導主任会(年4回)及び校園長会・副校園長会(毎月開催)等において、引き続き周知・徹底を図っている。外部講師を招聘し、具体的事例を用いた研修も実施予定である。</p> <p>「千代田区いじめ方針」及び「各校の学校いじめ防止基本方針」の改訂・見直しについては、現在、指導課において内容の確認を進めている。</p>
<p>【資料5：令和7年度不登校について】</p> <p>・「2 令和6年度 不登校児童・生徒の主な要因」において、「中・中等教育学校」に特徴的な「要因」が出ているが、これは、「3 千代田区の不登校対策事業について」において、全体的に対応することになるか。</p>	<p>・中・中等教育学校において不登校要因として多く見られる「入学・転編入学・進級時の不適應による相談」への対応については、千代田区の不登校対策事業全体の中で取り組んでいる。</p> <p>具体的には、児童・生徒が学校不適應の状態に陥った際、速やかに一人一人に適した学びの場を確保できるよう、「校内教育支援センター」「はくちょう教室」「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」等を用意し、必ずいずれかの支援につながる体制を整えている。</p> <p>・①～④の各事業における課題については、令和7年度においても改善に向けた取組を進めているが、令和8年度以降検討している対応について以下、回答する。</p>

<p>・「3 千代田区の不登校対策事業について」において、①～④各事業において、「課題」が確認されているのは適切と思います。その「課題」の解消は、おもに令和8年度の対応が予定されているか。</p>	<p>①校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導主任会等において、適切な運営方法について継続的に周知する。 ・校園長会・副校園長会等において、組織的な運営の徹底を図るとともに、担当者が定期的に運営状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行う。 <p>②はくちょう教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属校と定期的に連絡を取り、指導方針や児童・生徒の状況についての情報共有を強化する。 ・原則自学自習の場であるが、学校の学習内容に取り組めるよう学習課題の提供等を進め、連携を深める。 ・オンラインを活用し、学校や教室とつながる機会を増やしていく。 <p>③バーチャル・ラーニング・プラットフォーム(VLP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の運営方針について、東京都教育委員会と協議を進めている。 ・ログイン数を増やすため、外部につながる意欲がある不登校児童・生徒を中心にアカウントを配布していく。
<p>・色々な取り組みをされていて、体制として素晴らしいと思う。</p> <p>・いじめも不登校も、さまざまな関連機関との連携は非常に重要である。しかし、医療機関との連携はまだ不十分ではないかと感じている。</p> <p>・子どもにより相談先の医療機関は異なる。区外の医療機関であっても、うまく連携できる仕組みがあればよいため、今後、その点につきましても、区としてご検討いただきたい。</p>	<p>いじめ・不登校問題については、医療機関と連携して対応している事例もあるが、今後は、より一層の連携を図るため、医療機関との連携方法や適切なタイミング等について学校へ周知するとともに、必要に応じて指導・助言を行っていく。</p>

※一部体裁、言い回し等について事務局にて修正